



事務所だより

Vol.53

WINTER
2022

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN·ORIXビル6階
TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 FAX 法律・税務共通 06-6361-0096
ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/> E-mail: office@yamaguchi-law.jp (2022年1月1日発行)

新年のごあいさつを

申し上げます



二〇二二年 一月一日

弁護士 山口健一
弁護士 齊藤真行
弁護士 山口昌之
弁護士 東尚吾
弁護士 藤原智絵
税理士 山裕之

事務所一同

鹿児島県北部、出水市の出水^{いずみ}平野には、1万羽以上のツルが、毎年、冬を越すためにやってきます。私も何回も行ったことがあります。まさに壮観です。昨春秋、毎日新聞が、一昨年は1万7315羽がやってきたと報道しています。このツルの飛来は江戸時代から記録されており、明治以降は激減したが、住民の努力でここまで増えたとも。

春になるとこのツルたちは、九州を北上し、玄界灘を越えて朝鮮半島を南から北へ縦断、中国の内陸地を経てシベリアへ到着。そこで夏まで子育てに励み、夏に逆ルートで出水をめざします。

ジャーナリストの青木理さんは、この記事を毎日新聞の自身の夕刊コラムで取り上げていました。

このツルたちは、韓国も、北朝鮮も、中国も、ロシアも、その上空を自由に往来して生を紡いでいる。ツルたちには国境も政治体制も無関係だ。

そしてさらに、私の大学時代に、みんなで歌ったフォークソング「イムジン河」を紹介しています。

イムジン河水清く とうとうと流る

水鳥自由にむらがり飛び交うよ

北の大地から南の空へ 飛びゆく鳥よ 自由の使者よ

だがが祖国を 二つに分けてしまったのだ…

「境界越えゆく自由の翼」と題するこの一文は、青木さんが言うように、ツルのほうがはるかに自由に羽ばたいているという現実を、あらためて思い知らされました。

【日本国憲法 前文】

…われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ…

もし、警察に突然逮捕されたり、警察から呼び出しを受けたら

弁護士 山口 健一

最初にすることは、
まず、すぐに弁護士に
連絡を取ること

私たちの事務所は、全弁護士が刑事事件を専門分野としており、あらゆる事件に対応できます。私たちの事務所に連絡が取れなかったり、知り合いの弁護士がいなかった場合には、当番弁護士を利用することが出来ます。土・日や、祝日も対応しており、警察に当番弁護士を呼んでくれと言えばいいのです。

北海道や九州等の遠方の事件でも、私たちの知り合いの弁護士に協力を求めることが出来ます。

弁護士が警察に接見に来る
までは、何も話さない

(黙秘権) ー)と。

憲法38条1項は「何人も自己に不利な供述を強要されない」と定め

ています。もちろん黙秘したからといって不利益になることはありません。黙秘は、憲法に保障された正当な権利なのです。警察になんと問いつめられても、弁護士が来るまでは話しませんと答えてもいいし、何にも答えず、黙り込んでいてもいいのです。

最初の弁護士接見の際の
相談、特に黙秘の重要性

一番重要なことは、これからの取調べに対して、供述するかどうかです。

基本は、「何も話さない。黙秘を貫く」事です。警察は、事実をきちんと話してくれたら悪いようにはしない、警察を信じて話してくれなどといえます。しかし警察は逮捕した人が犯人だと思っっていますから、いくら知らないと言ってもまず信じてくれません。人の記憶は曖昧なもので、3日前の事でもきちんと覚えて

いない(3日前、その日の夕食が何だったのか覚えていないのが普通)のに、3か月前や半年前のことなど、正確に覚えているはずがありません。曖昧に話すと矛盾が出てきて、どんどん追及され、もうどうでもいいやとなって、警察の言う通りの調書が出来上がってしまいます。こうなると、それを覆すのは容易ではありません。自分自身を守り、権利を行使する最大の武器は、「黙秘」なのです。「黙秘」を貫けなくなりそうだったら、弁護士に連絡をとってもらい、弁護士に会うまでは「黙秘」で頑張るのです。

供述する場合には

もし、例外的に供述する場合でも、必ず事前に弁護士と相談します。



供述することによって不起訴になったり、罰金で済むような見込みがあったりするような場合に供述することもあります。その場合でも、何を話すか、どう話すかを決めて臨む必要があります。

調書の作成にあたっての

心構え

供述すると、調書が作成されます。調書は、話した内容がそのまま書かれるのではなく、取調官の主観も混じっていることが多いのです。この調書は、事件の証拠になります。ですから、自分が話した通りの調書になっているか、何回も確認する必要があります。迷ったら、署名、押印をせず、弁護士と相談する必要があります。

取調べへの弁護人の

立会い

今、日弁連は、取調べへの弁護人の立会いを求めて、運動を進めています。世界の多くの国では、弁護人の立会いが認められていて、日本は大きく立ち遅れています。できるだけ早い制度の実現が求められます。

若者の「働き方改革」

弁護士 斉藤 真行

「青少年の雇用の促進等に関する法律」と「指針」の改正

改正「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）が一年前に施行され、同法に基づく事業主等を対象とする指針が昨年改正されました。

新規学卒者 離職率も非正規率も高い

新規学卒者の離職率は大卒者の3割、高卒者の4割となっています（厚労省）。

その原因の一つに「ミスマッチ」が指摘されますが、社会経験の無い（少ない）新卒者を「何も知らない」と言っただけで一方的に責めるのは酷です。

そこで、若者雇用促進法と指針の改正は、企業の労働条件の情報提供を徹底することに加えて、職場の実

態の情報も提供して、若者の就職活動を充実させ、就職後も定着できるように支援しようというものです。

募集・採用の際の労働条件・業務内容の的確な表示の徹底

賃金、始業・終業時刻、休憩、休日、残業の有無などの労働条件の明示の徹底を求めています。今日的なテーマでは、時間外休日割増賃金を定額で支払う「固定残業代」を採用している場合に、それが何時間分の割増賃金か、それを超えて労働した場合に追加を支払うことなどの明示を求めています。

指針では特に、業務内容を休職者が理解できるように具体的かつ詳細に明示して誤解を生じさせないよう強く求めています。また業務内容が変更・追加される場合にはそれを早めに明示して求職者が考えられる時間を確保するように求めています。

職場情報の提供

就職ミスマッチの原因は、労働条件や業務内容が求職者の希望と違っていた、という場合だけではなく、職場の就労環境が予想と違っていたという場合もあります。

そこで、若者雇用促進法は、求人企業がその職場情報を求職者に提供することを求めています。

その情報とは、募集・採用に関する状況（過去の離職状況、採用者数の男女別人数、平均勤続年数など）、職業能力の開発・向上に関する状況（研修や能力開発・向上への援助の有無など）、雇用管理に関する状況（所定外労働時間、有給休暇、育児休業などの実績、管理職の男女比など）です。

ハローワークの「求人不受理」

これは職業安定法の規定ですが、求人の際の労働条件が労働基準法や最低賃金法に違反したり、通常の労働条件と比べて著しく不相当と認められる場合や、労働関係の法令に違反して是正指導を受けている場合などは、ハローワークはその企業の求

人を受理しないことができると思われます。

若者にとって働きがいのある社会を

トラブルのない円滑な人材採用で、新規学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を歩んでいくことを応援しましょう。



自然災害債務整理ガイドラインの

コロナ特則

弁護士 山口 昌之

制度発足の経緯

2011年に東日本大震災が発生し、主に二重ローンの問題の対策として個人版私的整理ガイドラインが制定されました。そして、将来的に生じる自然災害にも対応するために自然災害債務整理ガイドライン（以下「自然災害GL」）が策定され、平成28年4月1日から適用が開始されました。これは、策定直後に発生した熊本地震による被災者に広く利用されました。

そして、昨今日本経済に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）の影響により、債務の増大に苦慮する方に対し、自然災害GLを適用する道を開くために、2020年10月30日、新型コロナウィルス感染症に適用する場合の特則（以下「コロナ特則」）

が策定され、同年12月1日から適用が開始されました。

コロナ特則が適用される

主要要件

- (1)個人または個人事業主であること
法人に対しては適用されません。
- (2)新型コロナを原因とする債務の増大であること

新型コロナ発生前から既に支払不能の状態であった場合は適用されません。また、年収が730万円以上ある場合は原則として利用できません。

(3)対象債務が限定される

対象となる債務は、基準日である2020年2月1日以前の債務に加えて、同年10月30日までに新型コロナ対応のために負った債務に限られます。この点、新型コロナの影響は2021年に入っても続いており、

この対象債務の限定が制度利用の一つの阻害要因となっていると言えます。

制度適用の効果

破産手続等の法的手続によることなく、自由財産（手元に残しておく財産）を保持しつつ、債務が減免されます。その結果、債務が免除されたり、返済可能な額まで減額された債務を原則5年以内で分割弁済することが可能となります。

コロナ特則利用の

メリット、デメリット

(1)メリット

あくまでも各債権者と合意に基づく任意整理であり、いわゆる「ブラックリスト」には乗りません。また、無料で弁護士等の支援を受けられる、他に保証人がいたとしても請求されない、破産手続よりも多くの財産を手元に残せる可能性があることなどがメリットです。

(2)デメリット

利用要件があり、全ての要件を満たす必要があること、全債権者の同意が必要となること、運用が始まっ

たばかりで見通しが立てにくいこと、半年から1年程度の期間を要することなどがデメリットです。

まとめ

新型コロナの影響はこれからも続きます。その影響で債務が増大して返済に苦しむ個人あるいは個人事業主の方は、一度制度利用を検討してみられてはいかがでしょうか。



長屋を巡る紛争について

弁護士 東 尚吾

はじめに

関西圏は、昔から、長屋という連棟の集合住宅が多くあり、最近では、その築年数が何十年と経過し、老朽化も進んでいます。その維持管理に頭を悩ませる所有者も増えていることでしょう。また、いざ長屋を解体や切離しを行おうとしても、権利者間の協議が整わず、紛争化することもあります。

権利関係の複雑さ

「解体工事を始めたら隣から苦情が入った」「勝手に解体工事を始めようとしている」「役所から指導文書が届いた」等さまざまなケースがあります。長屋を巡る権利関係について、当事者や解体業者の方が誤解している例もあります。

長屋は、多くの場合、柱や梁、屋根等の部材が共通して築造されてお

り、建物の区分所有等に関する法律（区分所有法）が適用される場合が多いのですが、建物の管理や処分を巡る法律関係が複雑になりがちです。

区分所有法の適用がある場合、建物は、共用部分と専有部分とに分類されます。

「共用部分」は、長屋の場合には、例えば、屋根、外壁、柱や梁など構造上共通するものは共用部分とされる可能性が高いと言えます。もっとも、一般的な判断が難しいところで、最終的には、建物構造や使用状況などの具体的事情を踏まえて判断する必要があります。

また、「共用部分」については、各区分を所有する者は、「保存行為」（建物の価値を保存し現状維持するための行為、例えば落下しそうな瓦屋根を補修する等）を除いては、区分所有者が、単独で、大規模な修繕

を行ったり解体したりすることはできません。建物の管理や解体等を検討するにあたっては、誰の承諾を得る必要があるか等の判断も必要です。

建物の安全性の問題

加えて、古い建物の場合には、現在の建築基準法上求められる耐震性能に満たないことがほとんどです。

安易に一部解体を行ってしまうと、残された建物の耐震性能をさらに低下させるなど構造安全上の問題が生じます。

したがって、仮に、ある部分を解

体しようとしている場合には、残された建物部分の耐震性を低下させないための補強の要否の検討も必要で、その場合、一級建築士などの専門家による技術的な助言が欠かせません。そこで、当事務所では、一級建築士の協力を得ながら解決を目指しています。

おわりに

このように長屋を巡る紛争はやや複雑になりがちで、権利関係や構造安全上の問題など検討すべき点が多くあります。悩んでおられる方はご遠慮なくご相談ください。





まちかど相談室

—こちらにも身近な景品表示法—

弁護士 藤原 智絵

景品表示法の目的と対象は？

○×雑貨店ではA大学とコラボレーションした学習用シャーペンの発売を企画中。部長は「この商品は今期一押し！ 売り出し文句はとにかく派手に、成績を伸ばしたい学生さんたちの目を引くようにするぞ！」と気合い十分。ふと社員は「こんなとき、いろいろ規制があったよな…」と不安に。

景品表示法は、消費者の自主的かつ合理的な選択ができるように表示等を規制し、これにより公正な競争を確保することを目的としています。対象となる「表示」とは、事業者が、顧客を誘引するための手段として、商品や取引条件等について行う広告などであり、商品の容器や包装、見本、チラシ、パンフレット、ポスター、看板など、ほぼ全ての広告媒体を含みます。

また、事業者には、表示内容の決

定に關与している製造元や学校法人なども対象となります。

このケースでも、○×雑貨店とA大学はともに、景品表示法の規制に注意する必要があります。

優良誤認表示

(景品表示法第5条第1項)

部長「よし、キャッチコピーは『絶対に頭がよくなるペン』でいくぞ！『有名なB物理学者も愛用』とも入れよう！」

社員「うーん、2つとも、なんかとてもリスクがあるような…」

景品表示法で禁止される表示の一つに、「優良誤認表示」があります。これは、一般消費者に、商品等の内容が、実際の物より著しく優良であると誤認させる表示を指します。誤認が生じるかは、表示内容全体から受ける印象で判断します。

今回の「絶対に」や「頭がよくな

る」などの断定表示については、その効果や性能の科学的な実証が難しいと考えられるため、優良誤認表示とされるリスクが高く、別の表現を選択する必要があります。

他方で、「有名な物理学者Bも愛用」はどうか。単に有名人が広告に出るだけのイメージ広告の場合、抽象的なイメージの向上をさせるだけであり、問題となる場合は少ないです。しかし、有名人の実体験に基づいているかのように記載する場合は、その有名人が品質を保障しているかのような表現となり、優良誤認表示になる可能性があります。

有利誤認表示

(景品表示法第5条第2項)

○×雑貨店では、ネット販売でのディスカウント商品広告を掲載中。そこで大きく「全品値下げ！」と記載され、その下に小さく「※ただし、5000円以上の商品に限る」との表示が…これって大丈夫？

景品表示法で禁止されるもう一つの表示に「有利誤認表示」があります。これは、一般消費者に、商品等の価格などの取引条件が、実際のもの

のや他の類似商品等よりも著しく有利であると誤認させる表示を指します。特に価格表示に関しては、「価格表示ガイドライン」(不当な価格表示についての景品表示法上の考え方)が詳細に基準を定めています。

このケースでも、安くなるのは一部に限られるのに、安さの程度を強調する表現を用い、あたかも「全品」が値下げされているかのような印象を与えるため、「価格表示ガイドライン」では不当表示に該当します。

困ったときは

部長「なんだが表示規制は難しいなあ…困ったときはどうしたらいいのやら」

今回は文房具でご紹介しましたが、家庭用品の品質表示については家庭用品品質表示法(消費者庁)が、医薬品や化粧品等については医薬品医療機器等法(厚生労働省)が存在し、それぞれ詳細な規制があります。製造品や販売品での表示に關してお困りの場合は、お気軽にご相談ください。

※景品表示法については、消費者庁HP Pもご参照ください。

退職金にかかる税金

税理士 山口 裕之

概要

所得税法では、所得を種類に応じて10種類に区分して計算することとされており、これは、各種所得の計算において、それぞれの担税力を考慮して課税しようとするものです。主なものは給与所得、事業所得、雑所得がありますが、特に優遇されていると言われていたのが退職所得です。退職金は退職後の生活を保障する性質もあり、他の所得に比べて担税力は低いと考えられているためです。近年、この退職所得の優遇が見直されています。

退職所得の計算

退職所得の計算は、その年に受け取った退職金の金額から一定の方法により計算した退職所得控除額を差し引き、その後の金額に2分の1を

平成24年度税制改正

退職金は、退職後の生活を保障する性質であると考えられているところ、退職所得が優遇されていることを前提に、短期間のみ在職することが当初から予定されていた法人の役員が、給与の受け取りを先に繰り延べて、高額な退職金を受け取ることで、税負担を回避する事例が出てきました。このように、一般の従業員とは異なる事情にあることを踏まえ、勤続年数5年以下の法人の役員の退職所得については、

令和3年度税制改正

2分の1課税が廃止されました。平成24年度税制改正により、勤続年数5年以下の法人の役員については、2分の1課税が廃止されましたが、令和3年度税制改正により、法人の役員以外についても、勤続年数5年以下の短期の退職金については、2分の1課税が廃止されました。ただし、雇用の流動化等に配慮し、退職所得控除額を除いた支払額が300万円までは、引き続き2分の1課税が適用されます。



かけることにより算出されます。(2分の1課税) 退職所得控除額は、勤続年数20年までは1年あたり40万円の控除、勤続年数21年目からは1年あたり70万円の控除を受けることができます。勤続年数が30年の場合の退職所得控除額は、40万円×20年+70万円×10年=1500万円となり、退職金が1500万円までは課税されないこととなります。また、所得税は基本的に各種所得を合算する総合課税が採用されていますが、退職所得は他の給与所得などと合算されず、退職所得単体で課税することとされています。(分離課税) 所得税は所得が高くなるほど税率が高くなる累進税率が採用されているところ、分離課税とすることにより税率が低くなることも退職所得が優遇されていると言われている理由です。



お正月に食べたいもの

弁護士 山口健一

大学生のころ、帰省すると、鹿児島の実家では、正月前に家で餅つきをし、母がお雑煮とおせちを準備してくれていました。

そして12月31日の夜は、父と二人で七輪を囲んで、金網で「なかもん」を塩で味付けし、焼いて、これをあてに芋焼酎を飲むのが定番でした。「なかもん」とは、鹿児島弁で「内臓」のこと。「中物」がなまったといわ

お正月に食べたいもの

れています。肉ではない中途半端な部分という意味もあったのかもしれませんが。皮やもつ、ホルモンもありました。

肉屋をやっている叔母が、新鮮なものを毎年届けてくれ、絶品でした。あの味は今でも忘れられません。



楽しい食事

弁護士 斉藤真行

このテーマ、正直困っています。正月だからといって特に食べたいものがないので。

遠方で離れて暮らす子や孫が帰って来れば、何でも良いので、わいわい楽しく食事をするのがうれしいですね。

帰ってこれないときは、食事時な

祝い鯛!!

弁護士 山口昌之

お正月は、なんとと言っても祝い鯛です。日常では鯛を焼き魚として食べる機会は少ないと思いますが、正月に限っては、尾頭付きの鯛を丸ごと焼いて食べます。私にとって毎年の楽しみです。

昔は既に調理済みのものを買ってくることが多かったのですが、いつ頃からか、大晦日に祝い鯛用の生ものを買ってきて正月の朝に焼くこと



冬はやっぱりみかんです

どにライン電話で盛り上がることですかね。
そういえば正月は、みかんの消化が早いですね。

が習慣になりました。焼きたての鯛は本当においしく、朝からビールと日本酒が進んで最高の正月気分となります。もちろん、妻が作るお雑煮とおせち料理も最高です。



ぼろ餅

弁護士 東 尚吾

私の実家では毎年、新年に備えて、家族総出で餅つきを行います。もち米100%で丸餅、鏡餅、ねこ餅（棒状に伸ばしたもので、後日包丁で適当な厚さに切り分ける）、あんこ餅、また年によっては、よもぎ餅などもつきます。

いろいろな種類があるわけですが、私は「ぼろ餅」がダントツのお

願掛けでもかなわないですが

弁護士 藤原智絵

小さな頃、一人っ子にもかかわらず「食べる」に対する熱意はさまざま、競争心も相当なものでした。



冬山では何を食べてもおいしく感じるマジック

気に入ります。もち米とうるち米を混ぜ合わせたものに、塩を加えてつき上げるもので、もち米100%とは違って伸びはないのですが、おはぎと同様、うるち米の食感とともに米の甘みも感じられ、つき立ての旨さも格別です。



壺阪寺にて古文書を眺める

カニでも焼き肉でも食べ放題はレーズさながら。つまみのミックスナッツなんかは当然のように、手でわしづかみして口に入れていました。

ところが30代前半、突如出現したナッツアレルギー。見渡せば、世の中の美味なものには概ね、ナッツがパウダーレベルでも入っているという真実。大好きなインドカレーが食べられなくなり、いつも店の前を悲しさいっぱいで通り過ぎます。

今年こそ正月の願掛けでなんとかならんかな…インドカレーの初夢でも見ることにします。

煮しめ

税理士 山口裕之

正月の食卓といえば、煮しめです。煮汁がなくなるまで「煮しめる」という意味の煮物料理で、ひとつの鍋で煮ることから、仲良く、末永く繁栄するようにとの願いが込められているおせち料理のひとつです。れんこんは将来の見通しが利くように、昆布は発展、筍は成長や立身出世の縁起があります。

真っ赤で大きなりんご飴

事務局 北野佳名子



特に大好物というわけではないですが、今年の正月も煮しめをアテに一杯飲もうと思います。



飴ごとカジリついて食べると、飴が口の周りにベタベタして、キレイに食べるのは難しい。子どもの頃は、ペロペロキャンディのように飴だけ食べて、満足していた記憶もあります。

大人になってからは、りんご飴をカットする方法で、飴の甘さとりんごの甘酸っぱさを同時に味わえることで満喫しています。

パリパリしたべっこう飴とシャリシャリとしたりんごの食感を味わえるりんご飴は、とても魅力的です。

夏祭りの夏のイメージもあるけど、お正月、初詣に行ったときにも、屋台で見つけたら、食べたくなりま

すき焼き

事務局 澤田智子

お正月には、すき焼きを食べたいです。

こどもの頃、祖母の家にみんな集まると、必ず、お昼はおせち料理、夜はすき焼きをご馳走してくれました。いとこと一緒に食べる食事は、とても楽しくおいしくて、ワクワクしていたのを思い出します。今思う

あのキイロイ ふわりとしたもの

事務局 富田宏史

大晦日の早朝、錦市場に買い出しに行くのが恒例です。並びたくない



毎年、京都丹波の黒豆「和知黒」を煮て年始の一皿として楽しんでいますが、昨年11月末、収穫に参加させてもらいました。

と、大勢の料理を用意するのは大変だったろうに、いつも笑顔で迎えてくれた祖母の偉大さを感じます。

今年は、2年会えていない兄家族とすき焼きを食べられたら、嬉しいです。



ので店があく時間に合わせて。

すでに店では夜半から総出で「だし巻き玉子」を巻いています。熱気がむんむんです。1つ店を挟んでお隣さん同士のどちらを最前にしていいのかは、それぞれのうちの好み。冷めていてもしみじみ美味く、ほんのり温めるとふわっと出汁が口

いっぱい広がります。 「あゝ、。。。」

ココロの中で一呼吸して、しばらくほっこりした気分になりながらハレの日を迎えるのです。

(それに聖護院かぶらと紅蕪の千枚漬け、すぐきも欠かせません)

栗きんとん

事務局 岡山幸代

お正月になると食べたくなる：と
いうより、お正月の食べ物といえば、栗きんとんが思い浮かびます。

たくさんさんのさつまいもを茹でるところまでいいのですが、その後の裏ごしがとても大変です。

さつまいもの量が多くなると、とても力が必要なので、途中で断念しなくなる気持ちを持ち越えながら、やつとの思いで完成させています。

探せばきつと、簡単に処理できる便利グッズがありそうですが、一年の締めくくりとして、これからも同じ作り方で作って、新年を迎えたいと思います。



つきたてのお餅

事務局 八重垣有夏里



鏡開き後のぜんざいも捨てがたいです...

お正月に食べたいものと言われ真つ先に思いついたのはつきたてのお餅です。祖母の家には家庭用の餅つき器があり、毎年、弟や従兄弟と餅つきを行っていました。

実際、自分でできるかなと調べる
と前日からお米を浸水させ蒸して、機械にセットして：意外に工程が多く断念しました。

このコロナではまだまだ外で行う地域での餅つき大会などはできませんが、何も気にせず代わりばんこに餅をついて、こねて、いろんな味で食べるそんな日が早く来ると良いですね。ちなみに私はきなこをたくさんまぶして食べたいです。

甘いおせち

事務局 宮嶋暁子

お正月は、叔父の一家がやってきてドンチャンするのが定番です。

毎年、お鍋や豪華なおせちなど用意しますが、そのほかにそこには必ず、我が家の味を受け継いだ昔ながらのおせちがあります。田舎ぐらしの我が家のおせちは、砂糖が決め手と言っても過言ではないほど、甘辛いです。

祖母から母へ、そして私が受け継いだ伝統の♪味。作っている間、つまみ食いをしては砂糖屋が遠い（甘くない）！といって難癖を付ける父。いちいち腹がたつし、作るのが面倒くさいからもう

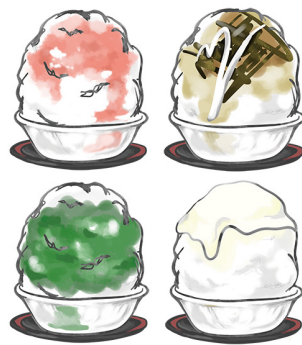


子どもの頃はかまぼこしか食べられなかったな

やめたいと毎年思っていました。が、これからはもうおせちを作らなくてもよいのだと気づき、少しさみしさを感ずる年の始まりなのでした。

ずばり、かき氷

事務局 尾西美紀



私がお正月に：と言わずお正月も食べたくなるものはかき氷です。去年からかき氷にはまって季節ご

定番

事務局 奥井ゆかり

あるとき食べたあれ、もう一度食べたいな、気になるお店でいつもより贅沢な食事をしたいな：思い出の味、食べたいものをいろいろ想像してみた結果、やはり一年に一度、お正月定番のおせち料理やお雑煮を食べて一年の始まりを感じたいと思いました。

お雑煮は地域によって味付けや具

と、新しいメニューをチェックして食べるのが趣味になったのですが、なんとかき氷専門店にはお正月限定のものもあるのです！

かき氷と聞くと夏祭りによく見るあのガリガリの荒い氷にいちごやブルーハワイなどの甘いシロップを想像すると思いますが、かき氷専門店のものはそれとは全く違うのです！！天然水を凍らせて削ったフワフワの水にお店手作りのソースやクリーム、そこに旬の果物などがトッピングされて見た目も惹かれる新しいジャンルのスイーツになっています。

材が違うようで、甘いものやタレをつけるものなどさまざまな種類があることに驚きました。ご当地ものを



スイーツのお重もまた食べたいです

取り寄せたり作ったりして、自宅でいながら旅行気分分各地の味を楽しんでみたいです。

入所のご挨拶



奥井ゆかりと申します。ご縁あつて10月半ばより入所いたしました。

新しい環境にまだ少し緊張の日々ですが、微力ながら事務所の一員として皆様のお役に立てるよう、精進してまいります。

写真はコロナ禍以前に富士登山に初挑戦したときのもので、す。頂上は天候不良が予測され、手前までとなりましたが、八合目山小屋からの日の出も素晴らしかったです。

仕事も登山のように状況をみながら一歩一歩、着実に進めていけるように取り組んでいきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ここ最近では、春や秋の季節の変わり目があまり感じないように思うところですが、やはり四季を感じながら、毎日を過ごしていきたいです。

春は、花粉症の方には、ちよつぴりつらい季節かもしれませんが、梅や桃の花が咲き、桜舞い散る季節は、気分が明るくなります。

夏には、暑さでバテそうになりますが、眩しい日差しをいっぱい浴びて、汗がっぱ

**春夏秋冬を
愉しむ。**



秋に入つて、朝晩が少しずつ秋らしくなつて気温が下がると、その温度差で、紅葉の色づきが深みを増してきました。御堂筋のイチヨウ並木を歩くとギンナンの独特な香りがしてきて、秋になってきたんだなあと感じます。

冬になると、寒さで身体が冷えてきますが、雪が降ってきたら、ワクワクして、寒さが気にならなくなつてしまいます。ポカポカ、ひなたぼっこを楽しむことができるの

い出ても、暑い夏を満喫したいです。

編集後記

2年ぶりに集合写真を撮りました。

マスクをつけることが、当たり前になった日常にさよならし、今年こそは、お顔を拝見しながら、所員一同お役に立てればと思います。

みなさまにとって、幸多き一年でありますよう、お祈り申し上げます。
(澤田智子)

も、冬ならではのことかなと思えます。

季節の野菜やくだもの、お魚など、旬の食材で料理して、食事を楽しみ、季節の夜空の星を眺めたりして、毎日を充実させて過ごせると嬉しい。

わたしのおすすめは、季節感を愉しむことです。
(北野佳名子)



〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号
JIN・ORIXビル6階
事務所は駅から徒歩5分、阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐです。

法律部門 TEL 06-6361-3234
税務部門 TEL 06-6361-3224
法律・税務共通 FAX 06-6361-0096

業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00
弁護士の予定により、18時以降の業務もあります。
休 日＝土・日・祝祭日
※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、Eメールもご利用ください。

- 京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出てなにわ橋(ライオン橋)を北側に徒歩5分
- 地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て北側に徒歩5分

仕事始めは1月5日(水)午前9時からです

ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/>
E-mail office @ yamaguchi-law.jp